

森重敏の万葉仮名論は 果たして五母音説なのか？

安田尚道

§ 1 森重敏の論文「上代特殊仮名遣とは何か」

森重敏^{さとし}（1975）「上代特殊仮名遣とは何か」〔《萬葉》第89号〕は47ページもの長編で、^{さとし}世に言う奈良時代の乙類のエ、イ、オは、a u o に i が臨時的に加重されたもので、これらを構成する母音は a i u e o の五個である。そこで、奈良時代の母音は後世と同じく五個であった。と主張するもののようである⁽¹⁾。

この論文のことは、《毎日新聞》昭和50〔1975〕年12月1日夕刊の「学芸」欄に、「万葉人も母音は五つ／上代特殊仮名遣い／波紋を呼ぶ新学説」というタイトルで、松本克己（1975）「古代日本語母音組織考——内的再建の試み——」〔《金沢大学法文学部論集 文学篇》22〕とともに大きく取り上げられ、森重説、松本説ともに五母音説だ、とされた（毎日新聞社、1975）。なお、この記事には学芸部の岡本健一記者の署名がある。

以下、引用文における【 】内の字句は安田が補ったもの。

この森重（1975）について、掲載誌《萬葉》の「編輯後記」（井手至の署名あり）は言う（井手、1975）。

本号には、いわゆる学界の通説とは異なる、森重氏のユニークな上代特殊仮名遣論を掲載した。賛否いずれにしても、活潑な論議を期待したい。

この論文については、^{さこの ふみのり}迫野虔徳（1976）と三保忠夫（1976）と国文学者の大久保正（1976）が学界展望で取り上げている。また馬淵和夫（1976）「国語の「母音」」は3ページほどを割いて論じている。

一方、大森亮尚^{あきひさ}ほか（1982）『万葉道しるべ』の「特殊仮名遣の研究史」の項も、これを松本克己（1975）とともに取り上げ、「甲・乙二類の違いは母音の差であるという通説に対して、異なる説を唱え、注目されるもの。」とする。

大久保正（1976）「学界時評・上代」は、「森重敏氏の「上代特殊仮名遣とは何か」は多くの話題を呼んだ」と言うが、具体的なことは記さない。

迫野虔徳（1976）は言う。

【森重敏「上代特殊仮名遣とは何か」(『万葉』89)は】いわゆる上代特殊仮名遣というのは、一般に考えられているように、上代語に八種の母音の別があったということを意味しているのではなく、上代にあっても母音はアイウエオの五つであり、いわゆる乙類というのは、それに「音節緊縮」の機能をもつ *i* が、臨時的にことさらに加重したものであって、その臨時的合成音を、音声の瑣末までかきわけける万葉仮名がたまたまうつしただけのことだという。〈略〉あえてことさらに加重された *i* は、音節の一層の緊密化を図るという機能をもっていたという、その機能の意味がやはり解しがたく、また、そのような機能をもつ *i* が、何故限られた音節にのみ加重されたのか、特にある時期、コにだけ「音節緊縮」がことさらにはかられた理由は何か、など、私などにはやはり素直に解しがたい。

迫野は、森重論文に「解しがたい」部分がいくつもあることを指摘している。馬淵和夫(1976, p.5)は、「森重氏の立論の根拠は、いずれも独断と先入観にたっているようにわたくし【＝馬淵】にはおもわれる。」と締めくくる。一方、《毎日新聞》1975年12月1日夕刊に記事(毎日新聞社、1975)を書いた岡本健一は、岡本(1991, p.78)で言う。

森重論文を掲載した『万葉』の編集委員、井手至・大阪市立大学教授は「もちろん反論は出ようが、たいへんユニークな研究だ」と前置きして、コメントした。「奈良時代には清音と濁音も厳密に書き分けているが、これは上代特殊仮名遣とともに、次の平安時代の書記法といちじるしく異なる点だ。ところが、最近、万葉びとは清濁の差を意識していなかったのではないか、清音・濁音の区別は音韻的対立を示すものではない——とする考え方が出てきた。この清濁の問題とからめてながめれば、森重さんの論文は、鋭い問題提起であると思う」

森重敏は、森重(1975)「上代特殊仮名遣とは何か」のあと、

○森重(1976)「五母音の弁(上代特殊仮名遣い論 上)」〔《毎日新聞》昭和51年1月21日夕刊〕。

○森重(1984)『上代特殊仮名音義——五十音図的音韻体系の論——』。

○森重(1987)『続上代特殊仮名音義—乙類仮名を含む語彙の攷—』。

を著わした。森重(1984)の「あとがき」には、「未熟な旧稿を一切反古とし、本書をもって上代特殊仮名遣についての私案の結論としたい。」とあるが、本稿では森重(1975)(1976)(1984)を中心に見ていくことにする。

§ 2 森重は誰のどの説を批判しようとしたのか？

森重敏は、森重（1984）の「あとがき」の冒頭で言う。

いはゆる上代特殊仮名遣は、旧制大学【森重は京都大学を昭和20（1945）年に卒業】の講義で教へられて以来ほとんど四十年間、私にとって世にも不可解な学説であった。いまやうやく、自分自身には納得のいく解決を、ここに一書の形にする。

この、「旧制大学の講義で教へられ」たものというのは、京都大学の遠藤嘉基（国語学）か沢瀉久孝（上代文学）によるものであろうが、それが具体的にどのようなものであったのかを森重は示していない。

森重（1976）「五母音の弁（上代特殊仮名遣い論 上）」は言う。

去る十二月二十五日本紙夕刊紙上に「万葉仮名の母音」と題して大野晋教授の文章【大野晋（1975）】が掲載された。それを読むと、橋本進吉博士の研究以来、耳にたこができるほど聞かされてきた学界のそれこそ「常識」が繰り返されているだけであった。〈略〉

大野教授の「常識」論は、結論を繰り返される前に、それならばぜひ答えていただかなければならない深刻な疑問を含んでいる。

第一。上代国語が八つの母音をもっていたのならば、その八つによる上代国語独自の音韻体系を作ってみせていただきたい。そして、その体系がもつ何らかの内的必然性によって、それが五母音の体系、平たくいえば、だれもが知っている五十音図的な体系へと平安時代に移行しなければならなかった経緯を説明していただきたい。このことが明示されない限り、ただもう八母音だったとだけ強調されても納得しかねるのは、私一人だけではないであろう。

森重（1975）は先行研究を一切挙げないが、森重（1984）は橋本進吉の著作として、橋本（1966b）「國語音聲史（昭和七年度）」、橋本（1938）「國語音韻の變遷」、橋本（1941）『古代國語の音韻に就いて』、を引く。この他にも、橋本が上代語についてローマ字を用いて音価を論じたものとして、昭和二（1927）年度の東京大学における講義「國語音聲史の研究（昭和二年度）」（橋本、1966b）があるが、森重は言及しない。

橋本は、実は、「上代には母音が八つ（八個）あった」という表現をしていな

いし (§ 3 参照)、橋本の所説もいろいろ変っているのがあって、橋本のどの著作を批判対象としているのかを明示しないと、議論にならないのである。

§ 3 「上代八母音説」を唱えた人々

森重は、^ゝ従来の八母音説は妥当でない。とするが、その^ゝ従来の八母音説、は橋本進吉が唱えた、とされる。しかし実は橋本自身は^ゝ上代には母音は八つ（八個）あった、という言い方をしていないのである。

これについて、私は安田（2003、p.12）で以下のように述べた。

1988（昭和63）年10月の国語学会秋季大会（弘前大学）で大野晋が「有坂秀世氏の母音調和説について」という口頭発表を行なった際に、私（安田）は、“橋本進吉博士著作集のどこを見ても、上代には母音が八つあった、とは述べられていないが、そういうことを橋本はどこかで述べているのか？”という質問をした。大野の答えは、“八つの音節が区別されておりその区別は子音によるものではなく母音によるものである、と橋本は言っているのだから、それは、母音は八つあった、と言っていることになる。”というものであった。これによって、“橋本自身は、上代には母音は八つあった、という言い方をしなかった”ということが明確になった。

母音について「八個」という言い方をしたのは、金田一京助（1938b）『國語史 系統篇』が最初のもので⁽²⁾、そこにははっきりと、「上代母音がa i u e o i̯ ē ö の八個あつた」（p.175-176）と記されている。

大野晋（1957）『日本語の起源』も言う（p.148）。

奈良時代には八つの母音が一般の人々によって言いわけられ、聞きわけられ、従って万葉仮名で書きわけられていたのだということが、橋本進吉博士によって確認された

このように、上代には「八つ／八個」の母音があった、と明確に述べたのは、橋本ではなく、金田一京助（1938b）と大野晋（1957）なのである。ただ、「八つ／八個」という言い方はしないにしても、実質的に「八つ／八個」あったとする段階が橋本にはあったのであった（§ 5 参照）。

服部四郎（1976a）「上代日本語のいわゆる^ゝ八母音、について」は、その本文の最後に言う。

橋本進吉先生が、イ段、エ段、オ段の音節の一部が二類ずつに分れ、それら

の一部の間に平行的な関係を認めて、【橋本（1931）で】それぞれ「仮に甲類乙類と名づけ」られた（前記六・二参照）のを、恐らく物事を単純に考える人（々）が、^ゎ甲類、の母音をそれぞれ -i -e -o で、^ゑ乙類、の母音をそれぞれ -i -ë -ö で表記して、それを ^ゎ音価、であると思い、音価推定の研究の進歩に注意せず、或いはそれを理解せず、-i -e -o -i -ë -ö に -a -u を加えて、上代日本語は八母音を有したと思ひこむに至ったものであろう。八母音説が定説であると世の中では思われているようであるが、そうだとすれば、誤っていても単純でわかり易い説の方が流布し易い例の一つとすることができる。

服部は、八母音説は「^ゑ乙類、の母音をそれぞれ -i -ë -ö で表記して、それを ^ゎ音価、であると思い、〈略〉上代日本語は八母音を有したと思ひこむに至った」人⁽³⁾に始まる、と考えたのであろう。もしそうなら、それ以前の人々は母音はいくつあると考えていた、というのであろうか。服部は「音価推定の研究の進歩」について具体的に説明するべきであった。

§ 4 上代の各音節の音価をめぐる諸説

橋本進吉（1938）「國語音韻の變遷」は、上代の八つの音節の音価について以下のように述べる⁽⁴⁾（p.17-18）。

當時の國語に於ける二音【＝甲類・乙類の二系列】の別は、最初の子音の相違即ち五十音ならば行の相違に相當するものでなく、母音の相違即ち五十音の段の相違か、さもなければ、直音と拗音との相違に相當するものと考へられる。それでは實際どんな音であつたかといふに、諸説があつて一定しないが、しかし、一つの假名に相當する二音【＝甲類と乙類】の中、一つ【＝甲類】だけはその假名の現代の發音と同じもので、即ち、イ段の假名ならば i で終り、エ段ならば e、オ段ならば o で終る音である事は一致してゐる。他の一つ【＝乙類】に就いては右の -i -e -o に近い音である事は一致してゐるが、或は之に近い開音（それよりも口の開きを大きくして發する音）-i -ɛ -ɔ であるとし（吉武氏）、或は之に近い中舌母音（舌の中ほどを高くして發する音）i̥ e̥ ö であるとし（金田一氏）、或は、母音の前に w の加はつたワ行拗音 -wi -we -wo であるとし、或は、イ段エ段では母音の前に y（音聲記號 j）の加はつたヤ行拗音 -yi -ye であるとし、オ段では中舌母音 -ö であるとする説（有坂氏）などある。私もイ段は -i に對して -i̥（i̥ は中舌母音）エ段は -e に對して -ai 又は -ae（a は英語にあるやうな中舌母音）、オ段は -o に對して中舌母音 ö であらうかといふ假定説を立てたが、まだ確定した説ではない。

橋本(1938)は、カ行を例にとるならば、音価を以下のように考えていたことになる。

カ ka キ_甲 ki キ_乙 kii ク ku ケ_甲 ke ケ_乙 kai または kae
コ_甲 ko コ_乙 kö

この場合、橋本はイ段乙類の母音(e_乙)については ai または æ という二重母音を想定しているが、大野晋(1957)がこの「ai または æ」をも「一つ」とカウントしたのかどうかははっきりしない。

金田一京助(1935)『増補國語音韻論』は言う(p.404)。

橋本教授は、今でも謙抑に、自分の云つてゐるのは『假名遣問題』としてであるといはれ、音のことは、強ひて云へば、かうだが、決定的のものではない、と云つて講義で發表されたものはあり、又直接に私自身へ漏されたものがある。それは次の如くである。

	甲類	乙類
キ・ヒ・ミ	-i	-ii
ケ・ヘ・メ	-e	-ei
コ・ソ・ト・ノ・ヨ・ロ	-o	-ö

私が今、それに従はずに、勝手に i ë ö で書き表はしたのは、單に i e o の變種を示すに、相互を統一的に一貫性を持たしめんがためである。後から隨いて來て、先廻りをして異を立てることは濟まないから、自分の臆説を對立的に立てるのではない。たゞ、『國語には、それはウラル・アルタイ語族の特徴である様に、(一)本當の重母音は無いこと、(二)中舌母音(それは現に東北や沖縄方言に存在するやうに)はあり得ること』とする私自身の立場から、i e o に對する中舌音と考へたいので、今一つには、統一的に共通な符號を以てこの變的母音を一貫したいので、i ë ö と假りに書いて置くのであつて、強ひて異を建てるのでないことをお斷りして置く。

上記のうち「-ii」は「-i」の誤植、「-ei」は「-ai」の誤植である⁽⁵⁾。

金田一が、i ë ö という表記を採用する理由は、

- (1) i e o に對する中舌音と考へたいので。
- (2) 統一的に共通な符號を以てこの變的母音を一貫したいので。
- (3) ウラル・アルタイ語族の特徴である様に、本當の重母音は無いので。

であるが、このうち、(1)は音声学的である。(2)は万葉仮名の翻字であろうか。(3)は、日本語が系統論上「ウラル・アルタイ語族」に属することが確定していることが前提となるが、実際にはまだ確定していない。

ローマ字で書く際に、甲類の母音を「a i u e o」、乙類の母音を「i ë ö」と書

く表記法は、注（２）に記したとおり、この金田一（1935）に始まると見てよからう。そして、大野晋も同様の書き方をするが、それは金田一の表記法に倣ったものであろう。ただ、金田一の場合、これが音価なのか、万葉仮名の翻字なのか明確でないが、大野は音価と考えたようである。

この、金田一・大野のローマ字表記ならば、母音の数を数えるのは容易である。すなわち、上代語の母音の数は八つであることになる。

なお、e₂の音価を〔ai〕とするのは、橋本進吉が教え子の服部四郎の提案を採用したものだというが（服部、1976b）、服部はこの〔ai〕を音素論的には「一つ」と数える。^{*}母音の数、というのは、音素論のレベルのものだ、というのであろう。このことは、服部（1976c）「上代日本語の母音音素は六つであって八つではない」のタイトルにも端的に示されている。

§ 5 時代による橋本進吉の説の変遷

橋本が上代語の母音の音価についてローマ字を使って具体的に述べたものはあまり多くない。それを時代順に見ていこう。

（１）1927年の段階 橋本は昭和二（1927）年度の東京大学における講義「國語音聲史の研究（昭和二年度）」（橋本、1966a, p.159）では、二類の別のある音節の音価について以下のように述べている⁽⁶⁾。

豫察される所では、一方が單なる母音であるに對し、他は二重母音であるか、拗音の様なものでなかつたかと思はれる。

キ	伎	ki	ケ	祁	ke	コ	古	ko
	紀	kūi		氣	küe		許	kūo

純粹のkuiではなかつたと思はれる。といふのは、kuiなら、別に字があるからである。何か曖昧な母音があつたらしい。或いは東北などにある曖昧な母音であるかも知れない。

この他に甲乙の区別のないカ（ka）とク（ku）があるわけだが、母音の数はいくつとカウントすべきであろうか？

「üi」「üe」「üo」をそれぞれ別の母音音素と見るならば、母音音素は全体で八つ、ということになるろう。

もし、二重母音を構成する「ü」を「一つ」とカウントするならば、母音は「a i u e o」に「ü」を加えた六つということになるろう。

この昭和二年の講義は、橋本の生前には活字化されず、受講生のノートをもとに1966年によく活字化されたので、当時は受講生とその周辺の人以外には知

られなかった。昭和三年に東京大学に入学した服部四郎は、この授業の受講生によるノートを写したというが（服部、1978、p.98）、服部（1976b）において「キ_ㇿ küi ケ_ㇿ küe コ_ㇿ küo」に触れながらも、これを服部流音素論に位置づけるとどうなるのかについては、何も述べていない。

（2）1932年の段階 橋本は昭和七（1932）年度の東京大学における講義「國語音聲史（昭和七年度）」では以下のように述べる（橋本、1966b、p.242）。

以上奈良朝の文獻を中心として沝れるだけ沝つて考へてきた。發音よりするにその【奈良朝】時代の國語は次の様な單音から出來てゐたらう。母音としては「あ・い・う・え・お」の五つがあり、更にその外に i, a, ö=ø があつたかと思はれる。

「母音としては「あ・い・う・え・お」の五つ」のほかにさらに「i, a, ö」の三つがあつた⁽⁷⁾、というのだから、母音の数は合計八つあつた、と明確に言っていることになる。ただし、この講義は、橋本の生前には活字化されず、受講生のノートをもとに1966年によく活字化されたので、当時は受講生とその周辺の人以外には知られなかった。

服部四郎はこの昭和七年度の講義を聴講したと言うが（服部、1976b、p.13～14）、「i, a, ö」には言及しない。

（3）1938年の段階 橋本（1938）「國語音韻の變遷」には、「萬葉假名に基づいて推定し得た奈良朝時代の國語の音韻【＝音節】はすべて八十七である。」（p.12）とあり、⁸上代には、たとえばカ行には八つの音節があつた、ということを認めている。そして具体的音価について言う（p.17～18）。

實際どんな音であつたかといふに、諸説があつて一定しないが、〈略〉他の一つ【＝乙類】に就いては〈略〉或は〈略〉i̥ e̥ ö̥ であるとし（金田一氏）、或は、〈略〉。私もイ段は -i̥ に對して -i̥i̥（i̥は中舌母音）エ段は -e̥ に對して -ai̥ 又は -æ̥（æ̥は英語にあるやうな中舌母音）、オ段は -o̥ に對して中舌母音 -ö̥であらうかといふ假定説を立てたが、まだ確定した説ではない。

乙類音を「i̥ e̥ ö̥」とするのは「金田一氏」の説であつて橋本のものではない、ということが示されている。ここには、「母音の数」についての記述はないが、森重のように音節を構成する母音を一つ一つカウントするならば、a i u e o のほかに ö と、二重母音を構成する i̥ と æ̥ がある、というから、「ö」「i̥」「æ̥」をそれぞれ「一つ」とカウントして合計八つということにならう。

§ 6 母音の数を森重はどう数えたか？

森重敏 (1975) は、[゛]上代にあっても母音はアイウエオの五つであり、いわゆる乙類というのは、それに「音節緊締」の機能をもつ *i* が、臨時的にことさらに加重したものであって、その臨時的合成音を、音声の瑣末までかきわけける万葉仮名がたまたまうつしただけのことだ、という。

しかし森重は、たとえば、アメ (天) は常に「アメ_乙」と書かれること、コト (事) は常に「コ_乙ト_乙」と書かれること、ツキ (月) は常に「ツキ_乙」と書かれることを認めているようである。そうだとすると、この形は「臨時的」とは言いがたいが、この「臨時的」についてはこれ以上論じないことにする。

森重 (1975, p.3) は言う。なお、原文は縦書きで、下線は原文では右側傍線、上傍点は原文では右側傍点。

上代の母音は、特殊仮名の組成分たるものをも含めて、もとより、音価からして甲類とされている、特殊ならぬ普通の母音、音韻としてのアイウエオ五母音であった。上代國語に関して特殊仮名を扱う場合には、したがって、その合成音声は甲母音という普通の音韻とイ (i) という特殊な母音相当の音声とに、原則的には分析して見られるべきものである。

森重は、メ_乙は「マ+イ」、ト_乙は「ト+イ」、キ_乙は「ク+イ」とであるとす。そして[゛]エ_乙、イ_乙、オ_乙という母音があるわけではなく、上代の乙類の母音はアまたはウまたはオと、イとからなるのだから、母音の数は「ア、イ、ウ、エ、オ」の五つである、とする。しかし、[゛]橋本進吉の八音節説は音素論的に八母音だ、とするのなら、[゛]森重は「ケ_乙」「キ_乙」「コ_乙」という音節の存在を認めるのだから、森重の説も音素論的に八母音だ、ということになる。一方、森重説を[゛]五母音、とカウントするなら、橋本説はどうなるであろうか？

橋本 (1938) では、母音音節の構成要素は *a i u e o i̯ ə ö* とするから、その数は従来とは別の意味で「八つ」ということになる。

上代語の母音の数はいくつか、を論ずるにあたって、音素論的に考えるのか、あるいは、音節を構成する母音の数を数えるのか、をはっきりさせる必要がある。そうしないと、議論が空回りしてしまうのである。

[゛]論者によって、「音韻」「母音」という用語の概念が異なっている、ということとは、すでに馬淵和夫 (1976) (1999, p.761) が指摘している。馬淵 (1976, p.2) は《毎日新聞》上での大野晋・森重敏・松本克己の三人による「応酬」について言う。

これらの応酬をみてただちに気づくことは、「音韻」という述語とその概念が三人三様につかわれているということである。そのうえにたつて、母音のかずがいくつということをいってもそれはくいちがうのが当然である。

ただ、馬淵は「くいちが」いについて具体的には説明しなかった。

§ 7 森重説に対する評価

当然のことながら、森重の所説に対しては、(1) 賛成・評価するもの、(2) 反対・批判するもの、があるが、もう一つ、(3) テーマとしては関係するはずなのに森重にまったく言及しない（無視する）というものもある。

(1) は、井手至、毛利正守、大森亮尚ほか、『『森重先生』
『喜寿記念』ことばとことのは』刊行会。

(2) は、大野晋、追野虔徳、三保忠夫、馬淵和夫、柳田征司。

(3) は、松本克己。おそらく服部四郎も。

森重(1984)『上代特殊仮名音義』と森重(1987)『続上代特殊仮名音義』の二冊について正面から論じた書評は馬淵(1976)の他にはないようだが、短評はある。すなわち、毛利正守(1986)「【昭和59・60年における国語学界の展望】音韻(史的研究)」〔《国語学》第145集〕は言う。

森重敏『上代特殊仮名音義——五十音図の音韻体系の論——』(和泉書院、昭和59・7)は、昭和50年に著者が提唱した上代語五母音説(「上代特殊仮名遣とは何か」『萬葉』89)を更にふかめて論じた著書である。深遠な思考によって練りあげられたひとつの哲学書である。音韻をも文法との共通原理で処し、自説を発展させたもの。続篇として『上代特殊仮名音義——乙類仮名を含む語彙の攷——』がある由、公刊が所望される。

森重(1987)『続上代特殊仮名音義』の「あとがき」によれば、同書は文部省の出版助成金(研究成果公開促進費)の交付を受けた。審査員はこの書を高く評価したわけである。

また、『『森重先生』
『喜寿記念』ことばとことのは』刊行会編(1999)『『森重先生』
『喜寿記念』ことばとことのは』巻末の「あとがき」(無署名)に言う。

【森重先生は、】昭和四十八年ごろ、古事記上巻の読解にとりかかられたことが〈略〉、必然的に、上代特殊仮名の真に体系的な研究である『上代特殊仮名音義—五十音図の音韻体系の論—』(昭和五十九年)『続上代特殊仮名音義—乙類仮名を含む語彙の攷—』(昭和六十二年)に結実したのであった。

「体系」という語は、森重(1975)において10回あまり用いられており、森重(1984)の副題も「五十音図的音韻体系の論」とあるから、「あとがき」の筆者は特に森重(1984)の副題を意識してこう書いたのかも知れないが、何をもって「上代特殊仮名の真に体系的な研究」と評するのか私には理解できない。

松本克己や服部四郎が体系をめざしていることは明かだと思うが、森重(1984)においては松本や服部を正面から批判することはない。

森重が以下の(1)(2)のように言うのは一応もっともな指摘だと言えよう⁽⁸⁾。

(1) 上代の八母音体系が平安時代に五母音体系に「移行しなければならなかった経緯を説明していただきたい。」(森重、1976)

(2) 八母音あったと言いながら母音だけの音節には甲乙の別がないのはおかしい。「単独で音節をなさない「母音」とは形容矛盾である。それはあたかも、文法において、単独で文節をなさない自立語といふに等しい。」(森重、1984, p.25)

しかし(1)については、琉球方言において17世紀以降、五母音が三母音になった、という事例がある。現代の三母音が古くは五母音であったことは確実である。この問題に森重は全く触れていないが、松本(1995, p.100)はこれに触れている。

森重(1975)は本文の電子ファイルが万葉学会のホームページにあるので本文を容易に検索できるが、森重(1984)には「乙類仮名を含む語彙 索引」が、森重(1987)にも上代語の索引があるだけで、人名や術語の索引はないから、森重の所説を十分に検討することは困難である。

森重自身は、森重(1975)(1984)において、^hiの加重、^hyの関与、の必然性についての十分な説明をしていない。森重が「独自の音韻体系を作ってみせて」いるようにも見えない。森重(1976)が「上代国語が八つの母音をもっていたのなら、その八つによる上代国語独自の音韻体系を作ってみせていただきたい」と言うのなら、森重も「五母音による音韻体系」を示す義務がある。

§ 8 森重説は果たして五母音説なのか？

森重(1987)の副題は「乙類仮名を含む語彙の攷」である。「乙類仮名」が確固としたものとして存在することを認めているのである。

森重は^h音節としてキ^hとキ^h、ケ^hとケ^h、コ^hとコ^hが区別されること、を認めているのである。これは橋本進吉や大野晋と同じである。

だから、音節の数に注目して、^h橋本説は八母音説だ、と言うのなら、^h森重説も八母音説だ、ということになる。

音節を構成する母音(単音)の数に注目して、^h森重説は五母音説だ、と言うのなら、橋本の説はいろいろにカウントできることは、§ 5で見た。

§ 9 松本克己の説

森重敏の万葉仮名論が論じられる際、松本克己の万葉仮名論も言及されることが多いので、松本の論について簡単に触れておく。

松本（1975）「古代日本語母音組織考」は、

- （１）コには甲乙の区別がない。
- （２）キには甲乙の区別があるが、それは母音の違いによるものである。
- （３）ケには甲乙の区別があるが、それは母音の違いによるものではなく、子音の違い（口蓋化の有無）によるものである。
- （４）結局、母音の数は ai i ue o の六つである。

とする。すなわち、松本の最初の論文、松本（1975）は[゚]六母音説、なのである。ところが、これが五母音説であるかのように理解する人が複数あり、松本自身も松本（1976a）（1976b）などで、松本（1975）「古代日本語母音組織考」は五母音説であるかのように記している。これが実は[゚]六母音説、であることは安田（1982）「上代語の母音はいくつあったか」において指摘しておいたが、最近でも笠間裕一郎（2015）が同様の指摘をしている。

注

- （１）「主張するもののようである。」という変な言い方をするのは、森重の文章がきわめてわかりにくいため、正しく理解できたかどうか心許ないからである。なお、[゚]iの加重、という表現は森重（1975）で100回以上も使われている。これに対し、森重（1984）では[゚]yの関与、という表現が繰り返し用いられるが、「関与」の明確な説明はない。
- （２）乙類母音をローマ字で i ē ö と書いたのは金田一京助（1935）『増補國語音韻論』が最初らしい。なお、安田（1982）で、[゚]乙類母音をローマ字で i ē ö と書く方式は金田一（1938a）『^{新編}國語音韻論』に始まる、としたのは誤り。この時は、1938a『^{新編}國語音韻論』の前に1935『増補國語音韻論』があることを知らなかったのである。
- （３）服部が言う、「物事を単純に考える人（々）」とは、金田一京助と大野晋のことだろうと思うが、こんな曖昧な言い方をせず、著者名・著作名を具体的に記すべきであった。
- （４）文中の「吉武氏」とは、吉武三郎が英文で書きイギリスで出版されたS. Yoshitake（1934）『THE PHONETIC SYSTEM OF ANCIENT JAPANESE』のことらしい。なお、合拗音説や開拗音説については、大野晋（1953）を参照。
- （５）これは金田一（1938a）『^{新編}國語音韻論』では訂正されている。
- （６）「ü」はドイツ語のü（u ウムラウト）の音ではない。服部四郎（1951）『音聲學』（p.162～163）によると、[ü] = [u] であり、「[u] 圓唇中舌狭母音。ノールウェー語の hus；スコットランド方言の oo に屢々。」という。
- （７）服部四郎（1976c, p.75-76）は言う。

『言語』五ノ六の拙文【=服部（1976b）】で詳述したように、「イ段乙」に、二重母音ではない単純母音の張唇中舌狭母音 i （すなわち $[i]$ ）を推定すべき言語学的根拠は見当たらないが、橋本先生（ii）、有坂君（ii）の二重母音説を支持する根拠は漢字音その他に見出される。【1976年6月の日本言語学会第72回大会の】公開討論会でも私は、「橋本先生も有坂君も未だ曾つてここに単純母音 i を推定されたことはない」と強調した。

しかし、服部は、橋本が昭和七年度の講義（橋本、1966b）で「母音としては「あ・い・う・え・お」の五つがあり、更にその外に $i, a, \ddot{o} = o$ があつたかと思はれる。」と述べたのを見落としている。すなわち、「橋本先生も〈略〉未だ曾つて〈略〉単純母音 i を推定されたことはない」というのは誤りである。

（8）八母音体系から五母音体系へ、について柳田征司（2014、p.49）は、「先史日本語四母音説に立つと、八母音体系は四母音体系から五母音体系への過渡期の姿ということになり、森重氏の1の疑問は解消する。」と言う。

文献

- 井手 至（1975）「編輯後記」〔万葉学会《萬葉》第89号〕。
- 大久保正（1976）「学界時評・上代」〔學燈社《國文學解釈と教材の研究》第21巻第4号〕。
- 大野 晋（1953）『上代假名遣の研究——日本書紀の假名を中心として——』、岩波書店。
- 大野 晋（1957）『日本語の起源』（岩波新書）、岩波書店。
- 大野 晋（1975）「万葉仮名の母音——松本・森重両教授の見解には同意できない」〔《毎日新聞》昭和50年12月25日夕刊「学芸」欄〕。
- 大森亮尚・坂本信幸・毛利正守・渡辺護（1982）『万葉道しるべ』、和泉書院。
- 岡本健一（1991）『発掘の迷路を行く 下』、毎日新聞社。
- 笠間裕一郎（2015）「上代特殊假名遣母音（的特徴）対立説の検討——併せて上代語の母音體系について論ず——」〔九州大学国語国文学会《語文研究》第119号〕。
- 金田一京助（1935）『増補國語音韻論』、刀江書院。
- 金田一京助（1938a）『國語音韻論』、刀江書院。
- 金田一京助（1938b）『國語史 系統篇』、刀江書院。
- 迫野虔徳（1976）「【昭和49・50年における国語学界の展望】音韻（史的研究）」〔国語学会《國語學》第105集〕。
- 橋本進吉（1931）「上代の文獻に存する特殊の假名遣と當時の語法」〔東京帝国大学国語国文学会《國語と國文學》第8巻第9号〕。☆橋本（1949）に再録。
- 橋本進吉（1938）「國語音韻の變遷」〔《國語と國文學》第15巻第10号〕 ☆橋本（1950）に再録。また、橋本（1980）『古代国語の音韻に就いて 他二篇』（岩波文庫）にも収められたが、森重が引くのは、表記法から見てこの岩波文庫本らしい。

- 橋本進吉 (1941)『古代國語の音韻に就いて』、神祇院。☆橋本 (1950) に再録。また、1980『古代国語の音韻に就いて 他二篇』(岩波文庫) にも収められたが、森重が引くのは、表記法から見てこの岩波文庫本らしい。
- 橋本進吉 (1949)『文字及び假名遣の研究』(橋本進吉博士著作集 第三冊)、岩波書店。
- 橋本進吉 (1950)『國語音韻の研究』(橋本進吉博士著作集 第四冊)、岩波書店。
- 橋本進吉 (1966a)「國語音聲史の研究 (昭和二年度)」[『國語音韻史 (講義集一)』(橋本進吉博士著作集 第六冊)、岩波書店]。
- 橋本進吉 (1966b)「國語音聲史 (昭和七年度)」[『國語音韻史 (講義集一)』(橋本進吉博士著作集 第六冊)、岩波書店]。
- 服部四郎 (1951)『音聲學』(岩波全書)、岩波書店。
- 服部四郎 (1976a)「上代日本語のいわゆる 〃八母音、について」[《日本學士院紀要》第34卷第1号] ☆服部 (2018) に再録。
- 服部四郎 (1976b)「上代日本語の母音体系と母音調和」[大修館書店《言語》第5卷第6号] ☆服部 (2018) に再録。
- 服部四郎 (1976c)「上代日本語の母音音素は六つであって八つではない」[大修館書店《言語》第5卷第12号] ☆服部 (2018) に再録。
- 服部四郎 (1978)「日本祖語について・5」[大修館書店《言語》第7卷第7号] ☆服部 (2018) に再録。
- 服部四郎 (2018)『日本祖語の再建』、岩波書店。
- 毎日新聞社 (1975)「万葉人も母音は五つ／上代特殊仮名遣い／波紋を呼ぶ新学説」[《毎日新聞》昭和50 (1975) 年12月1日夕刊]。
- 松本克己 (1975)「古代日本語母音組織考——内的再建の試み——」[《金沢大学法文学部論集 文学篇》22] ☆松本 (1995) に再録。
- 松本克己 (1976a)「上代語の母音組織 (上代特殊仮名遣い論 下)」[《毎日新聞》昭和51年1月22日夕刊「学芸」欄]。
- 松本克己 (1976b)「日本語の母音組織」[大修館書店《言語》第5卷第6号]。
- 松本克己 (1995)『古代日本語母音論——上代特殊仮名遣の再解釈——』、ひつじ書房。
- 馬淵和夫 (1976)「国語の「母音」」[『国語学論集』、表現社] ☆馬淵 (1999) に再録。
- 馬淵和夫 (1999)『古代日本語の姿』、武蔵野書院。
- 三保忠夫 (1976)「【昭和50年度国語国文学界の展望】国語学 (古代)」[全国大学国語国文学会《文学・語学》第77号]。
- 毛利正守 (1986)「【昭和59・60年における国語学界の展望】音韻 (史的研究)」[国語学会《國語學》第145集]。
- 森重 敏 (1975)「上代特殊仮名遣とは何か」[万葉学会《萬葉》第89号]。
- 森重 敏 (1976)「五母音の弁 (上代特殊仮名遣い論 上)」[《毎日新聞》昭和51年1月

21日夕刊]。

森重 敏 (1984) 『上代特殊仮名音義——五十音図的音韻体系の論——』、和泉書院。

森重 敏 (1987) 『続上代特殊仮名音義—乙類仮名を含む語彙の攷—』、和泉書院。

『森重敏ことばとことのは』刊行会編 (1999) 『森重敏ことばとことのは』、和泉書院。

安田尚道 (1982) 「上代語の母音はいくつあったか」〔學燈社《國文學解釈と教材の研究》第27巻第16号 (12月号、日本語の謎)〕。

安田尚道 (2003) 「石塚龍麿と橋本進吉——上代特殊仮名遣の研究史を再検討する——」〔国語学会《国語学》第54巻第2号 (通巻213号)〕。

安田尚道 (2005) 「上代特殊仮名遣のゝの二類、の研究史」〔『森重敏国語学論集』、汲古書院〕。

柳田征司 (2014) 『日本語の歴史 5上』、武蔵野書院。

Yoshitake Saburo (1934) 『THE PHONETIC SYSTEM OF ANCIENT JAPANESE』。

(やすだ・なおみち／本学名誉教授)